

平成29年度  
学校体育施設開放利用団体調整会議

平成29年2月16日（木）  
総合体育館サブアリーナ  
午後7時から

<会議次第>

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

(1) 学校体育施設の開放について

(2) AEDの取扱いについて

(3) 団体間の利用調整について

4 閉 会

# 印西市学校体育施設開放に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、印西市における社会体育の振興のためにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校の校庭、体育施設及び体育設備（以下「学校開放施設」という。）を学校教育に支障のない限り、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）をもって市民がスポーツに親しみ心身の健全な発達を図ることを目的とする。

## (管理及び責任)

第2条 学校開放に関する事業及び学校開放に伴う学校開放施設の管理は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の責任において行うものとする。

2 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

## (運営委員会)

第3条 教育委員会は、学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校開放の運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

## (管理指導員)

第4条 学校開放利用団体（以下「利用団体」という。）の育成及び学校開放施設の管理の指導のために管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、教育委員会に定期的に報告しなければならない。

4 管理指導員は、学校開放の運営について運営委員会に意見を述べることができる。

## (利用団体登録)

第5条 学校開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用団体登録をしなければならない。

2 利用団体は、次に掲げる要件に該当しなければならない。ただし、教育委員会が特に臨時に認めた団体は、この限りでない。

(1) 団体に加入している者が市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(2) スポーツを行うために10人以上で組織された団体であること。

(3) 成人の団体責任者及び次条に規定する管理責任者を置ける団体であること。

## (管理責任者)

第6条 利用団体に、学校開放に伴う学校開放施設の管理をするために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各利用団体から推薦し、教育委員会の承認を得なければならない。

3 管理責任者は、利用団体の責任者として善良な管理者の注意をもって第1項の管理に当たらなければならない。

## (プール管理指導員)

第7条 プールを利用する団体は、施設の管理をするためにプール管理指導員を置く。

2 プール管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、安全な利用管理に努めなければならない。

## (学校開放の日時)

第8条 学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

## (利用の条件)

第9条 利用者は、営利行為その他スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

- 2 利用者は、学校開放施設の利用を終了したときは、一切を原状に復し、戸締まり清掃のうえ学校開放の時間内に退出しなければならない。
- 3 利用者遵守事項は、教育委員会が別に定める。  
(利用の中止)

第10条 教育委員会は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を中止させることができる。  
(利用の手続)

第11条 学校開放施設の利用を希望する利用団体は、原則として利用しようとする日の属する月の前の月の10日までに学校体育施設開放利用申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。  
(利用の許可等)

第12条 教育委員会は、利用団体の申請に対し、当該学校開放施設の校長と協議のうえ支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用団体登録承認書を交付する。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、その旨を管理指導員に連絡するものとする。

(利用団体の弁償責任)

第13条 利用団体は、利用者が学校開放施設を破損又は亡失したときは、教育委員会に速やかに報告し、その弁償の責を負うものとする。

(補則)

第14条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(印旛村及び本塙村の編入に伴う経過措置)

2 印旛村及び本塙村の編入の日の前日までに、印旛村立小学校及び中学校のスポーツ開放に関する規則（平成15年印旛村教育委員会規則第1号）又は本塙村学校施設開放に関する規則（平成19年本塙村教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成5年8月13日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年2月7日教委規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日教委規則第20号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日教委規則第10号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年10月7日教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に第3条の規定による改正前の印西市体育指導員規則の規定により委嘱されている印西市体育指導委員は、その任期が終了するまでの間は、同条の規定による改正後の印西市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱された印西市スポーツ推進委員とみなす。

別表（第8条）

施 設	開 放 す る 日	開 放 す る 時 間
校 庭	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後5時まで
体 育 館	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後9時30分まで
	平日	午後6時から午後9時30分まで
柔剣道場	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後9時30分まで
	平日	午後6時から午後9時30分まで
プール	教育委員会が指定する日	午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで

※ 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年第178号）に基づく休日をいう。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 印西市学校体育施設開放利用者遵守事項

### 1 開放時間を遵守すること。

#### (1) 開放時間

##### ①平日

体 育 館 18:00 ~ 21:30

柔剣道場 18:00 ~ 21:30

##### ②土曜日・日曜日・休日・休業日

体 育 館 9:00 ~ 21:30

柔剣道場 9:00 ~ 21:30

校 庭 9:00 ~ 17:00

### 2 鍵の借用について

#### (1) 管理指導員の指示に従うこと。

#### (2) 利用時間を厳守し、利用後は速やかに返却すること。

#### (3) 利用団体は、団体の都合により利用を中止する場合は、必ず管理指導員に連絡すること。

### 3 開放日誌は管理責任者が詳細に記入すること。

### 4 利用に際して、体育館内での飲食・喫煙は禁止する。(但し、水分補給のみ許可)

### 5 利用に際しては、火気を使用しないこと。

### 6 ごみ類(びん・カン類等)は、その都度持ち帰ること。

### 7 許可された施設以外への出入りは禁止する。

### 8 許可された用具以外のものは使用しないこと。

### 9 開放施設や用具を破損又は亡失したときは、直ちに市教育委員会に報告し、その弁償の責を負うものとする。

### 10 利用後は、一切を原状に復し、戸締り清掃のうえ時間内に退出すること。

### 11 活動中は常に許可証を携帯すること。

### 12 運動場内に自動車及び自転車を乗り入れないこと。

### 13 利用しようとする日が属する月の前月の10日までに学校体育施設開放利用申請書を教育委員会に提出する。

### 14 学校は教育の場という認識をし、モラルを持って利用すること。

上記遵守事項に反した場合は、登録を取り消し又は利用を中止させる場合もあります。

印西市教育委員会

## その他（鍵の受け渡し及び返却方法等）

- ◎ 鍵の受け渡しは原則利用校で行ない、やむを得ず下記時間内にいけない場合に限り、印西市役所警備員室（電話42-5111）で鍵の受け渡しを実施する。
- ◎ 鍵の借用・返却は、原則管理責任者が行なう。
- ◎ 鍵の受け渡しにかかる者は、事前に利用校へ打合わせに行くこと。

### （1）ア．団体登録指定利用日の鍵の貸出時間（利用校）

鍵の貸出時間・・・当日の午前8時～午後4時30分まで

鍵の返却時間・・・翌日の午前8時～午後4時30分まで

その他・・・・・・利用日及び返却日が学校休業日の場合は、学校の指示に従う。

### イ．団体登録指定利用日の鍵貸出時間（市役所警備員室）

平日：鍵の貸出時間・・・当日の午後5時15分から

鍵の返却時間・・・当日の午後10時30分まで

休日：鍵の貸出時間・・・当日の午前8時30分から

鍵の返却時間・・・当日の午後10時30分まで

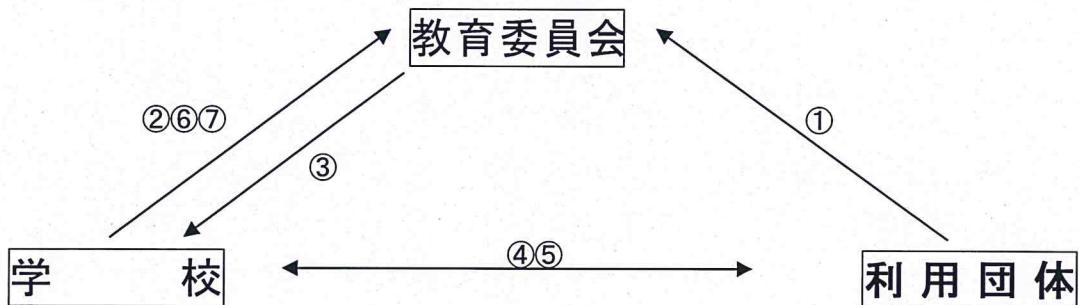
（2）利用者は、学校窓口（または市役所）で学校体育施設利用団体登録承認書を必ず提示し、鍵管理簿（鍵No.・貸し出し月日及び時間・団体名・受取人氏名・電話番号）に記載後、鍵を借りてください。

\*学校体育施設利用団体登録承認書を忘れた場合は、鍵を借りることはできませんのでご注意ください。

（3）鍵の返却は、借用した場所とします。また鍵管理簿に返却日及び時間を記入して下さい。

（4）開放日誌（置き場所は利用校に確認する）は管理責任者が詳細に記入すること。

## 印西市学校体育施設開放体系



- ① 利用団体は、利用調整会議終了後、「学校体育施設開放利用申請書」を教育委員会に提出する。(机上の学校体育施設利用団体登録申請書は、持ち帰らないこと。)
- ② 校長は、学校行事等で開放を中止する場合は、「学校開放使用中止届」を前月の10日(10日が休日の場合は、前日)までに教育委員会に提出する。
- ③ 教育委員会は、利用申請書及び利用中止届を学校別に取りまとめ「月間利用予定表」を作成し、各学校に送付する。
- ④ 管理指導員は予定表を体育館及び柔剣道場に掲示、開放日誌に添付し、利用団体は掲示された予定表にて許可日等を確認する。
- ⑤ 利用団体は、登録承認書に基づき鍵・開放日誌を借用。都合により利用を中止する場合は、各学校(管理指導員)に速やかに連絡。  
各学校(管理指導員)は、予定表に基づき鍵・開放日誌を貸与。使用後の日誌の確認及び学校巡視。
- ⑥ 各学校(管理指導員)は、開放施設に異常を認めた場合、直ちに教育委員会へその旨を報告する。
- ⑦ 利用団体責任者は、施設の利用を円滑に行うため、年度当初に校長、管理指導員とともに利用連絡会議を開催する。

## 平成29年度学校開放にあたって

平成28年度学校体育施設開放の利用について以下の通り報告がありました。平成29年度学校開放利用への参考と各団体員への周知徹底をお願いいたします。

### <注意事項>（学校、近隣住民より）

- ・使用後の戸締まり・施錠がきちんとできていないことがある。
- ・トイレや玄関の照明の消し忘れがある。
- ・空き缶や飲食物等のゴミが放置されている。ゴミの持ち帰りが徹底されていない。
- ・体育倉庫内の備品が乱雑にされていることがあった。
- ・使用率の低い団体がある（場所を確保するだけして、実際には使用していない）。
- ・体育館マットの上に小さな子どもを乗せて遊んでいる。
- ・鍵を借りたまま数日間返却に来ない団体がある。
- ・大会開催等により来校者が多数訪れる際に、トイレの清掃が不十分なことがある。
- ・1団体が2回、体育館使用中止の日に使用していた。
- ・使用する場所以外のところに入り込み（幼児と思われる）散らかしたり、お菓子の袋があつたりすることがある。
- ・規定利用時間よりも早く活動を開始する団体、また、規定利用時間を超えて活動する団体がある。活動時間は守って欲しい。
- ・体育館使用の一団体が煙草の吸殻を体育館の周りに散らかしていったりすることがあった。
- ・グラウンド内でのスパイクの使用により、グラウンドの芝が傷んでいる。
- ・使用中止の日に、許可なく学校の駐車場を使用している団体がある。
- ・グラウンド整備が十分にされていないことがある。
- ・指導者がいない時に、子どもが長時間校庭で練習したり遊んだりしていることがあった。
- ・体育館の更衣室に、バレーボールやバスケットボールの道具・ボールが置かれている。持ち帰ることが出来る物は、持ち帰って欲しい。

### <依頼事項>

#### ◎利用校連絡会議

⇒29年度の利用にあたり、学校（管理指導員）・利用団体間で協議（注意・約束）を行い、結果をご報告ください。各校代表団体は、日程調整等を行い会議を主催してください。  
中学校の利用団体は、夏時間の利用確認も併せて確認するようお願いします。

#### ◎傷害保険への加入

⇒万一に備え、スポーツ安全保険等の傷害保険への加入をお願いします。

#### ◎メンバーへの周知

⇒責任者不在時に利用マナーの低下が見受けられます。

規則・遵守事項・注意事項をメンバーに周知徹底してください。

なお、責任者の名義貸しは認めません。

責任者は、基本的に毎回活動に参加し、活動内容の把握に努めてください。

◎年度途中での登録内容の変更について

⇒年度途中において団体責任者の変更やメンバー追加、利用日や利用時間の追加・削除などの変更が生じた場合は、スポーツ振興課にて変更の申請をしてください。内容変更の申請をする場合は、必ず団体登録承認書を窓口までご持参ください。団体登録承認書を忘れた場合は内容変更の申請に応じられない場合がございます。

◎練習試合、大会等の利用について…「目的外使用許可申請書」の提出

⇒練習試合や大会等の利用時、相手方の参加者やその家族の方等が利用者遵守事項に違反しているとの報告（使用許可以外の備品を子供が使用している、許可以外の施設に立ち入る、ペットを連れ込んでいる、etc）が複数ありました。練習試合の相手方や大会等の参加者には申請者が責任を持って、「印西市学校体育施設開放利用者遵守事項」を周知する等、学校開放の適正な利用に努めてください。学校開放は原則、登録者のみの利用の許可となります。  
⇒練習試合や大会等で登録者以外の者が多数利用する場合は「目的外使用許可申請書」を学校に提出し、事前に学校の許可を得るようお願いいたします。

教育委員会（スポーツ推進委員連絡協議会等）がスポーツ振興や市民の健康維持増進のために実施する各種教室・大会及び研修会について、平成29年度も市内小中学校を使用させていただくことがございますので、ご協力をお願いいたします。

スポーツ推進委員連絡協議会と教育委員会が合同で実施するニュースポーツ教室

※平成29年度のニュースポーツ教室で使用予定（使用校及び日程未定）。

備考：日程が決定していない事業につきましては、その都度ご連絡いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

## 印西市小中学校電話番号

### 印西地区

小学校名	電話番号	中学校名	電話番号
木下小学校	42-2607	印西中学校	42-3151
小林小学校	42-4311	船穂中学校	46-0021
大森小学校	42-2089	木刈中学校	46-1751
船穂小学校	46-0023	小林中学校	97-3100
木刈小学校	46-1755	原山中学校	46-6911
内野小学校	46-1781	西の原中学校	45-0160
原山小学校	46-1701		
小林北小学校	97-1100		
小倉台小学校	46-5711		
高花小学校	46-6211		
西の原小学校	45-0150		
原小学校	45-8611		
牧の原小学校	29-5560		

### 印旛地区

小学校名	電話番号	中学校名	電話番号
いには野小学校	98-2080	印旛中学校	98-0711
宗像小学校	99-0007		
平賀小学校	98-1151		
六合小学校	98-0006		

### 本塙地区

小学校名	電話番号	中学校名	電話番号
本塙第一小学校	97-0035	本塙中学校	97-0009
本塙第二小学校	97-0036	滝野中学校	97-1988
滝野小学校	97-1977		

# 木下小学校

※最後の団体は、必ず代表者に連絡すること。

## 代表団体

団体名	スポーツ部
代表者名	印 西 太 郎
電話番号	4 2 - 5 1 1 1
緊急連絡者名	印 西 太 郎
緊急連絡電話番号	42-8417 (会社)

団体名	A B C クラブ
代表者名	木 下 花 子
電話番号	4 5 - 3 8 0 0
緊急連絡者名	大 森 道 子
緊急連絡電話番号	4 2 - 2 9 1 1

団体名	コスモスサークル
代表者名	小 林 一 郎
電話番号	9 7 - 0 0 0 3
緊急連絡者名	小 林 一 郎
緊急連絡電話番号	0 × 0 - 1234-5678

団体名	ファミリークラブ
代表者名	原 山 幸 子
電話番号	4 6 - 5 1 1 1
緊急連絡者名	原 山 幸 子
緊急連絡電話番号	4 6 - 5 1 1 1

団体名	
代表者名	
電話番号	
緊急連絡者名	
緊急連絡電話番号	

団体名	
代表者名	
電話番号	
緊急連絡者名	
緊急連絡電話番号	

団体名	
代表者名	
電話番号	
緊急連絡者名	
緊急連絡電話番号	

## 平成29年度学校体育施設開放利用団体調整会議

### 《 会 議 手 順 》

1. 受付をお願いします。(団体名・利用校を申し付けください)
2. 利用希望校のテーブルに着席願います(複数校希望する団体は、各校毎に代表者が必要です)。
3. テーブルに、先日提出いただいた団体登録申請書、利用申請書が置いてありますので、確認ください。

(後の調整で変更があった場合、訂正していただきます)

また、会議資料・利用校連絡会議依頼文を1部ずつお取りください。

4. 会議開催(19:00~)
5. 職員が、開放に関して説明等を行います。
6. 印西消防署救急隊がAEDの取り扱いを説明します。
7. 学校ごとに団体間の利用調整等をしてください。  
①時間割が登録申請書どおりになっているか確認してください。  
②時間割に基づいて利用調整をしてください。

※登録申請書・時間割の訂正は、見え消し二重線により朱書きで。

- ③連絡網の作成。(各校代表団体の決定)
- ④利用校連絡会議についての打合せ
- ⑤各申請書の記入漏れ等の確認。

※裏面がカレンダー形式になってますので、曜日に注意し利用日に○印を記入してください。また、利用校ごとに記入ください。

- ⑥職員を呼んでいただき、確認のあと解散となります。

※登録申請書・利用申請書は持ち帰らないでください。

※代表団体は、利用校連絡会議報告書をお持ちになってください。

#### <各校テーブル資料>

- ・利用団体登録申請書(各団体)  
(複数校利用の場合は、コピーを置いてあります)
- ・会議資料(各団体)
- ・平成29年度分利用申請書(各団体)
- ・年間カレンダー(各団体)
- ・利用校連絡会議の開催依頼文(各団体)
- ・封筒(各団体)
- ・開放時間割(各テーブル1枚)
- ・連絡網(各テーブル1枚)
- ・利用校連絡会議報告書(各テーブル1枚)